

議案第 106 号

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正をするため。

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年石岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。